

平成 29 年度 第 2 回臨時総会 議事録

開催日時	平成 29 年 5 月 31 日 (水) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
開催場所	高知市たかじょう庁舎 6 階 会議室
出席委員	楠瀬裕久 長野 巡 西野幸一 西本統洋 横山桂一 高橋政継 加藤孝幸 田内正博 高木 妙 成岡三男 鍋島義信 平田文彦 大野 哲 久保田彦昭 山崎茂盛 澤本和男 福永琢巳 宮田義久 和田善次 川村隆一 竹内義昭 田鍋 剛 門田博文 松田 環 前田貴美雄 氏原嗣志 宇賀 巖 今村幸一 矢野 強 島田研一 雨森廣志 川澤一博 上田 博 久保壽美男 吉川祐二 以上 35 名
欠席委員	森本常喜 中山忠明 以上 2 名
事務局	吉良事務局長 岩崎次長 榮枝管理主幹 堀内係長 長澤主任 嶋崎主査 廣末主事 以上 7 名
議 題	議案第 1 号 高知市農業委員会の事務局に関する規程の一部改正 (案) について 議案第 2 号 高知市農業委員会全体会設置要綱 (案) の制定について 議案第 3 号 高知市農業委員会農業振興施策検討委員会設置要綱 (案) の制定について 議案第 4 号 高知市農業委員会農地法関係事務処理規程 (案) の制定について 議案第 5 号 高知市農業委員会における農地法等事前審査要項の一部改正 (案) について 議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

開 会	会長 門田博文が議長となり、開会を宣す。(午後2時00分～)
議事録署名委員	議長が、横山桂一委員、雨森廣志委員を指名する。
議 事 議 長 岩崎次長	<p>それでは、お手元に配布いたしました臨時総会次第により、議事を進めてまいります。</p> <p>それでは議事に移ります。</p> <p>議案第1号 高知市農業委員会の事務局に関する規程の一部改正(案)について、事務局より説明願います。</p> <p>それでは、議案第1号 高知市農業委員会の事務局に関する規程の一部改正(案)について、ご説明いたします。</p> <p>今回の改正は、現任委員の任期満了に伴いまして、農業委員会等に関する法律の改正による新体制に移行するため、高知市農業委員会の事務局に関する規程の一部を改正するものです。</p> <p>2ページの新旧対照表をご覧くださいませでしょうか。</p> <p>第1条に規定します改正案の「趣旨」につきましては、5月8日開催の臨時総会での決議により改正しました、高知市農業委員会規程第4条に規定します事務局に関して必要な事項を定めるものでありまして、その根拠とする規定を加えたものです。</p> <p>続いて、3ページをお開きいただけますでしょうか。</p> <p>第5条の改正案であります「事務分掌」では、今回の農業委員会法の改正によりまして、必須業務となりました農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務と、同じく法改正によりまして新設されることになりました農地利用最適化推進委員の委嘱に関する事務が新たに加わりましたので、これに関連して改正するものとなっております。</p> <p>今回の一部改正によりまして新設します第5条の第2号は、現行規定では第2号の「農地等の利用調整に関すること。」の事務に含まれていたものと考えますが、今回の改正案では、この事務は、農業委員会法第6条第2項に規定されます「農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務」のうちの「担</p>

岩崎次長

い手への農地集積・集約化の推進活動に関すること。」や、高知市から事務委任を受けております、農業委員会法第6条第1項第1号に規定される「農業経営基盤強化促進事業に関すること。」などに関する事務が含まれることとなりますので、「農地等の権利移動及び転用の許可、届出等に関すること。」の事務をこの事項から抜き出して、第2項に新設しました。

続いて、第4号、第5号の改正案の規定につきましては、改正農業委員会法に規定されます「農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務」に含まれます「遊休農地の発生防止・解消活動に関すること。」と、「新規参入の促進に関すること。」をそれぞれ新設し、この中に「農地利用状況調査」や「新規就農者の確保に関すること」などの関連する事務をそれぞれ加えるものとします。

現行の第3号に規定されております「農業の振興推進に関すること。」は、改正前の農業委員会法第6条第2項に規定する農地等の利用の確保及び利用の促進等に関する事務を農業委員会の農業振興業務と位置づけていた経緯がありましたが、今回の法改正で、新たに「農地等の利用の最適化の推進」として事務の変更がありましたので、改正案ではこの事項を削除することとしました。

そのうえで、改正案の第6号に農地法第6条に規定されております「農地台帳に関すること。」を、また、農地賃借料や農作業別標準賃金などの調査と情報提供などの事務が含まれます「農業に関する調査及び情報提供に関すること。」を第8号に、さらに第9号に「農業者年金に関すること。」を、第10号には「各種証明に関すること。」を新設する改正案としました。

そして、第11号には「農地利用最適化推進委員の推薦及び募集に関すること。」を改正案に加えております。

これらによりまして、改正案の第5条につきましては、現行規定に対し番号が現行の11号から18号に増えることとなりました。

ご説明しました本則規程の改正案は、6頁の附則に定めますとおり、平成29年7月20日から施行し、高知市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の施行日にあわせて、同日に遡及して適用することとしております。

岩崎次長	<p>す。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>— 異議なし —</p>
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第2号 高知市農業委員会全体会設置要綱（案）の制定について、事務局より説明願います。</p>
堀内係長	<p>議案第2号 高知市農業委員会全体会設置要綱の制定について事務局からご説明いたします。</p> <p>現体制では、農業委員全員が参集する総会として、会長が招集する一般総会と市長が招集する組織総会があります。高知市農業委員会では、一般総会の所掌事務について、平成18年10月20日の全体会で確認し、事務事業を審議するために随時開催するものとして全体会を位置付けていました。</p> <p>第1回臨時総会でご承認いただいた会議規則の一部改正により、新体制移行後の総会は定期総会、農地総会、臨時総会と規定されたことを踏まえて、全体会を農業委員と新設される推進委員の全員が参集する会議として新たに位置付けて運営するために、設置要綱を制定し、必要な事項を定めるものです。</p> <p>議案書2ページ、高知市農業委員会全体会設置要綱（案）をご覧ください。要綱（案）の全文を読み上げます。</p> <p>（趣旨）第1条 この要綱は、高知市農業委員会（以下「委員会」という。）</p>

堀内係長	<p>の委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の適切な連携を促す全体会の運営等について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（構成）第2条 全体会は、委員会の委員及び推進委員の全員をもって構成する。</p> <p>（招集）第3条 全体会は、必要に応じて委員会の会長（以下「会長」という。）が招集する。</p> <p>（議長）第4条 会長は、全体会の議長となり、議事を統括する。</p> <p>（所掌事項）第5条 全体会は、次に掲げる事項を所掌する。</p> <p>（1）農地等の利用の最適化の推進に係る指針の作成に関する事項。</p> <p>（2）農地等の利用の最適化の推進に係る施策等の意見の提出に関する事項。</p> <p>（3）農業委員会活動等に係る情報交換、連絡調整及び研修に関する事項。</p> <p>（4）その他会長が必要と認める事項。</p> <p>（その他）第6条 この要綱に定めるもののほか、全体会の運営に必要な事項は会長が総会に諮り定めるものとする。</p> <p>以上が要綱（案）の全文ですが、本日ご承認いただいた場合は、新体制に移行する平成29年7月20日からの施行を考えております。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第3号 高知市農業委員会農業振興施策検討委員会設置要</p>

議 長

綱（案）の制定について、事務局より説明願います。

堀内係長

議案第3号、高知市農業委員会農業振興施策検討委員会設置要綱（案）の制定について、事務局からご説明いたします。

この要綱は、農地等の利用の最適化の推進等に資するため、新体制移行後に廃止される農政部に替わる組織として農業振興施策検討委員会を設置することとし、その運営等のために必要な要綱を制定するものです。

議案書2ページ、高知市農業委員会農業振興施策検討委員会設置要綱（案）をご覧ください。

要綱（案）の全文を読み上げます。

（設置）第1条 高知市農業委員会（以下「委員会」という。）は、農地等の利用の最適化の推進等の農業振興施策の具体化に資するため、農業振興施策検討委員会（以下「施策検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）第2条 施策検討委員会の所掌事務は、次に掲げるものとする。

- （1）農地等の利用の最適化の推進に係る指針の作成に関する事項。
- （2）農地等の利用の最適化の推進に係る施策等の意見の提出に関する事項。
- （3）農業者等との意見交換会に関する事項。
- （4）その他農業振興施策の具体化に関して委員会の会長（以下「会長」という。）が必要と認める事項。

（組織）第3条 1 施策検討委員会は、委員会の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）のうち、会長が指名した者をもって組織する。2 施策検討委員会に委員長及び副委員長を置き、互選によって定める。3 委員長は、施策検討委員会を代表し、会務を総理する。4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。5 委員長は、前条の所掌事務を円滑に行うために、必要に応じて特定の事項を検討する作業部会を置くことができる。6 作業部会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

（協議）第4条 1 施策検討委員会の協議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。2 委員長は、必要に応じて施策検討委員会の協議に、前条

堀内係長	<p>に規定する組織に属さない者の出席を求め、その意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務) 第5条 施策検討委員会の庶務は、委員会事務局において処理する。</p> <p>(その他) 第6条 この要綱に定めるもののほか、施策検討委員会の運営に必要な事項は、会長が総会に諮り定めるものとする。</p> <p>以上が要綱(案)の全文ですが、本日まで承認いただいた場合は、新体制に移行する平成29年7月20日からの施行を考えております。説明は以上です。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
加藤委員	農地利用最適化推進委員が会長の指名で会に出席することはありますか。
堀内係長	今のところ何人加わるのかということは考えてはなく、状況に応じてということになります。
加藤委員	農業委員は全員参加するということですか。
堀内係長	形としては、「会長が指名する」と書いてありますが、基本的に農業委員は全員参加ということになります。
加藤委員	分かりました。
田内委員	副委員長は何名でしょうか。
堀内係長	今のところ1名を想定しております。
田内委員	分かりました。
議長	他にございませんか。

委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 高知市農業委員会農地法関係事務処理規程（案）の制定について、事務局より説明願います。</p>
榮枝管理主幹	<p>議案第4号 高知市農業委員会農地法関係事務処理規程（案）の制定について、ご説明いたします。</p> <p>お手元に配布しております、議案第4号の資料の3枚目と4枚目にあります資料1-1と資料1-2をご覧ください。</p> <p>事務局長専決処理に関する規定であります、資料1-1高知市農業委員会における農地保有合理化法人による農地等の権利移動の届出事務処理規程及び資料1-2の高知市農業委員会農地転用届出事務処理規程を廃止して、それに代わりに農林水産省からの「農地法関係事務処理要領の制定について」の通知に基づき、議案第4号の「高知市農業委員会農地法関係事務処理規程」を制定するものです。</p> <p>2枚目の資料の高知市農業委員会農地法関係事務処理規程を読み上げます。</p> <p>趣旨 第1条</p> <p>この規程は、高知市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出された農地法の規定による届出の迅速な事務処理を図るために、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>届出の種類</p> <p>第2条 前条の届出は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>第（1）号、法第3条第1項第13号及び第14号の2の規定による届出は、</p>

榮枝管理主幹

先ほどの資料 1 - 1, 「高知市農業委員会における農地保有合理化法人による農地等の権利移動の届出事務処理規程」を廃止することにより制定するものです。

現在の第 3 条第 1 項第 13 号では, 以前あった農地保有合理化法人の文言が削除され, 農地利用集積円滑化団体, 農地中間管理機構に関することが新たに規定されています。

第 14 号の 2 の規定については, 法律の改正により, 平成 27 年から追加するべきところ, 変更が抜かっていたものです。

次に, 第 (2) 号 法第 3 条の 3 の規定による届出は, 相続など農地法 3 条の許可を受けずに権利を取得した場合で, 今まで農地部会で審議していたものを, 「農地法関係事務処理要領」に基づき, 専決処理をするために, 新たに制定するものです。

次に, 第 (3) 号 法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出は, 先ほどの資料 1 - 2 の「高知市農業委員会農地転用届事務処理規程」を廃止することにより制定するものです。

事務局長専決 第 3 条

農業委員会は, 前条各号に掲げる届出を受理したときは, 事務局長専決処理(以下「専決処理」という。)を行い, 当該届出をした者に遅滞なく受理通知書を交付するものとする。

第 2 項

事務局長は, 専決処理をしたときは, 当該専決処理の直近の農地総会に報告しなければならない。

専決処理の制限

第 4 条 前条第 1 項の規定にもかかわらず, 次に掲げる事由があるときは, 専決処理を行ってはならない。

第 (1) 号 第 2 条各号に掲げる届出に係る農地等の利用関係について, 現に紛争が生じている場合

第 (2) 号 第 2 条第 3 号に掲げる届出に係る農地等の転用が, 周辺農業者の農業上の土地利用に悪影響を及ぼす等により, 紛争が生じるおそれがある場

榮枝管理主幹	<p>合としています。</p> <p>2「高知市農業委員会農地転用届出事務処理規程及び高知市農業委員会における農地保有合理化法人による農地等の権利移動の届出事務処理規程は廃止する」としています。</p> <p>以上で、議案第4号の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は、議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —
議長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第5号 高知市農業委員会における農地法等事前審査要項の一部改正（案）について、事務局より説明願います。</p>
榮枝管理主幹	<p>議案第5号 高知市農業委員会における農地法等事前審査会要項の一部改正（案）について、説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の資料の2枚目、新旧対照表の1ページをご覧ください。</p> <p>旧、現行の「高知市農業委員会における農地法等事前審査要項」ですが、新改正案で、名称を、「高知市農業委員会農地法等事前審査会実施要項」としています。</p> <p>変更した箇所としまして、1の目的を新設しています。</p> <p>目的</p> <p>この実施要項は、農業委員会等に関する法律第6条第1項に規定する所掌事務の適正かつ円滑な執行を図るために、農地法等事前審査会（以下「事前審査</p>

会」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

次に、旧、現行の1を削っています。新改正案ですが、2で、事前審査会の設置を新設しています。

事前審査会は、高知市農業委員会（以下「委員会」という。）の管内を次の4区域に分け、それぞれ設置する。

各事前審査会の地区分けについては、従前と同じで、変更はありません。

次の2ページの旧、現行の2「組織編制について」、を削りまして、新改正案として、3に事前審査会の構成を新設しています。

(1) 農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の配置。

各事前審査会には、次の定数の農業委員及び推進委員を置き、会長が指名する委員をこれに充てる。

ただし、審査案件の増加や欠員等が生じて、事前審査に支障が出る、又はそのおそれがあると認めるときは、農業委員は定数に関係なく区域を変更して配置させるものとする。

農業委員の定数は、各事前審査会は5人以内で、推進委員は、それぞれ、第一事前審査会から、8人、6人、8人、10人となっています。

(2) 委員長及び副委員長

ア 事前審査会に委員長及び副委員長各1人を置き、農業委員の互選によって定める。

イ 委員長は、事前審査会の会務を総括する。

ウ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

3ページの旧、現行の3と4の事前審査の方法を削りまして、新改正案として、4に事前審査の内容を新設しています。

4 事前審査の内容

事前審査会は、次の案件について現地調査及び審査等を行い、高知市農業委員会会議規則第4条に規定する農地総会に報告するものとする。

(1) 審議案件

榮枝管理主幹

ア 農地法第3条の規定による許可申請

イ 農地法第4条の規定による許可申請

ウ 農地法第5条の規定による許可申請

エ 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画

オ その他会長が必要と認める事項

(2) 現地調査と事前審査会への報告

ア 推進委員は、事前審査会を行う前に、現地の状況を詳細に確認する必要がある案件について、現地を確認し、事前審査会で報告する。

ただし、現地での判断が困難なときは、推進委員は委員長に相談して、農業委員による現地調査を求めることができる。

イ 事務局職員は、委員長からの指示、又は必要に応じて現地を確認し、農地等の状況がわかる写真を撮影したうえで書類を整理し、事前審査会で報告する。

ウ 前2項の報告を受けて、委員長、又は副委員長が、再度現地を確認する必要があると認めたときは、委員長は調査日時等を決定した上で、農業委員及び当該担当地区の推進委員が現地を確認する。

(3) 審査

ア 事前審査会は、委員長が招集する。

イ 事前審査会には、原則として、3の(1)に規定する農業委員及び推進委員の全ての者が参加して行うものとする。

ウ 事前審査会では、委員長からの指示により、必要に応じて申請人等の出席を求め、審議案件の内容を確認することができる。

エ 事前審査会は、原則として農地総会の議案発送日の2日前までに、終了するものとする。

(4) 農地総会への報告

ア 委員長は、事前審査会での審査結果を農地総会で報告する。

イ 委員長が報告できない場合は、副委員長又は委員長が指名する農業委員が農地総会で報告するものとする。

ウ 前2項において、委員長が推進委員からの説明が必要であると認めると

榮枝管理主幹	<p>きは委員長は事前に会長にその旨を申し出る。</p> <p>5 ページの旧、現行の5 農地部会を削りまして、新改正案で、5 関係書類の整備を新設しています。</p> <p>4 の（2）及び（3）に規定する事前審査に係る関係書類を整備し、保存しなければならない。</p> <p>6 の事務の流れですが、新改正案は旧、現行とほぼ同じですが、新改正案では、「事前審査に関する事務の流れは、原則として次のとおりとする」として原則を入れています。</p> <p>旧、現行の（4）局内審査を削除して、（6）の農地部会を農地総会に変更しています。</p> <p>以上で、議案第5号の説明を終わります。</p>
議長	説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。
田鍋委員	事前審査会の成立要件は決まっておりますか。
岩崎次長	<p>現在の事前審査会についても定数を定めずに運営をしており、今回の法改正による事前審査会も特に規定はありません。今後、農業委員と農地利用最適化推進委員の参加の基で行う事前審査会で、それほど欠席があることは想定をしていますが、そのようなことが起こるようであれば、要項に新しく規定を設けないといけないと考えております。</p>
議長	他にございませんか。
委員	— 意見なし —
議長	ないようですので、本件は議案どおり承認してよろしいでしょうか。
委員	— 異議なし —

議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、事務局より説明願います。</p>
長澤主任	<p>それでは、議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、ご説明いたします。</p> <p>農業を営んでいた被相続人から、相続または遺贈により農地を取得して相続人が農業を営む場合、相続税の納税猶予の適用を受けることができます。税務署への申告の際、提出を求められるのが適格者証明書です。今回1件の適格者証明願が提出されました。</p> <p>案件①についてご説明いたします。</p> <p>議案書1ページから2ページをご覧ください。</p> <p>本案件は、被相続人が平成28年8月に亡くなられたことにより、朝倉の計3筆、1,333.14㎡の土地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。</p> <p>以上1件です。この案件につきまして、地元の農業委員さんと現地調査を行い、農地であることと共に適格者であることを確認したうえで、申請人に適格者証明書を交付しておりますので、追認をお願いいたします。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>— 意見なし —</p>
議 長	<p>ないようですので、本件は、議案どおり追認してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>— 異議なし —</p>
議 長	<p>ご異議なしとのことですので、本件につきましては、議案どおり追認することといたします。</p>

議長	<p>それでは、報告事項に移ります。</p> <p>高知市担い手育成総合支援協議会幹事会において協議され、認定された農業経営改善計画、青年等就農計画の認定について、高橋農政部会長より説明願います。</p>
高橋農政部会長	<p>— 農業経営改善計画の認定について 報告 —</p> <p>— 青年等就農計画の認定について 報告 —</p>
議長	<p>報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>ないようですので、次に、事務局より事務連絡があります。</p>
岩崎次長	<p>— 今後のスケジュールについて 報告 —</p>
議長	<p>報告が終わりましたが、この件について、ご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>— 意見なし —</p>
議長	<p>以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。</p>
閉会	<p>議長 門田博文が挨拶をして閉会を宣す。(午後2時45分)</p>

以上のとおり、会議の次第を記載し、相違のないことを証するため、ここに署名する

平成 29 年 7 月 4 日

議 長

丹 田 博 文

議事録署名委員

横 山 桂 一

議事録署名委員

雨 森 廣 志

議事録作成者

廣 末 翔 太